

第8章 投資形態

1. 3つの進出形態

外国企業がカンボジアへ投資する事業形態としては、次の形態が考えられる。これらの形態による投資に関して設立に必要な許認可を得るまでの所要時間及び費用はいずれも同程度である。

- ① 子会社 (Subsidiary)
- ② 支店 (Branch)
- ③ 駐在員事務所 (Representative Office) : 商務代表事務所 (Commercial Representative Office)、商務連絡事務所 (Commercial Relations Office) 又は代理店 (Agency) を指す。(注) 駐在員事務所及び支店は親会社の代理であり、親会社と異なる法人格は有しない。

図表 8-1 3つの進出形態

形態	概要							
子会社	子会社は、外国企業の最低51%の出資によってカンボジアで設立される会社であり、親会社とは異なる法人格を有する。子会社は、パートナーシップ又は有限責任会社として設立でき、カンボジア法規による外国人又は外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国法人と同様の業務を行うことができる。							
支店	支店は駐在員事務所と同様の業務を行え、さらに法律により外国人又は外国法人に対して禁止されている行為を除き、内国企業と同様に定期的な物品及びサービスの売買、製造、加工、建設に従事し得る。支店の資産は親会社の資産であり、親会社は支店の負債に対して責任を負う。支店は親会社の判断により閉鎖し得る。							
駐在員事務所	<p>駐在員事務所（商務代表事務所又は商務連絡事務所）は、定期的な売買行為、サービスの提供、製造行為、加工、建設を行うことはできないが、以下の業務については行うことができる。</p> <table border="1"> <tr><td>親会社への紹介を目的とする顧客との接触</td></tr> <tr><td>商業的な情報の調査と親会社への連絡</td></tr> <tr><td>市場調査の実施</td></tr> <tr><td>展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示</td></tr> <tr><td>展示会に向けた物品の購入と保管</td></tr> <tr><td>事務所の賃貸と雇員の雇用</td></tr> <tr><td>親会社の代理としての契約行為</td></tr> </table>	親会社への紹介を目的とする顧客との接触	商業的な情報の調査と親会社への連絡	市場調査の実施	展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示	展示会に向けた物品の購入と保管	事務所の賃貸と雇員の雇用	親会社の代理としての契約行為
親会社への紹介を目的とする顧客との接触								
商業的な情報の調査と親会社への連絡								
市場調査の実施								
展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示								
展示会に向けた物品の購入と保管								
事務所の賃貸と雇員の雇用								
親会社の代理としての契約行為								

(出所) 日本アセアンセンター「カンボジア投資ガイド」より作成

2. 企業進出の方法

外国企業がカンボジアに投資する事業形態として最も一般的な子会社の場合における具体的な企業進出の方法としては、以下の方法が考えられる。

(1) QIP の認定を受ける方法

投資優遇措置の対象となる投資分野については、投資案件が適格投資プロジェクト (QIP) として認定されることにより、主として税務上の恩典を受けることができる (適格投資プロジェクトの恩典内容の詳細は第 9 章「主要投資インセンティブ」を参照)。投資優遇措置の対象とならない投資分野についてはこのような恩典を受けることができない。

(2) 経済特別区 (SEZ) において投資する方法

経済特別区 (Special Economic Zone) において投資する方法の利点は、多くの経済特別区において、登録、ライセンス、許認可等の手続が経済特別区管理事務所におけるワンストップ・サービスで完了する点に加え、工場の設立・設備の調達といった初期投資の支援が付与される点である。事務手続面でのメリットがあるとともに、初期の設備投資を抑えたいと考える投資家にとっては特に好都合である。

留意点として、経済特別区の所有権関係については、投資の実行前に、デュー・ディリジェンスにおいて確認しておくことが望ましい。通常、経済特別区の土地については、カンボジア政府から優遇された条件で一定期間賃借していることが多いことに加え、仮に経済特別区の土地が私的に所有されている場合であっても、経済特別区に関する規制が変更されることにより何らかの影響を受ける可能性があるからである。具体的には以下のような点を確認しておくことが望ましい。

- ① 経済特別区の土地が所有されているものか (所有権者とされる者が所有権を有していることの確認を含む。)、コンセッションを受けているものか。
- ② 経済特別区の土地に有効期限が設定されているか。設定されている場合には自動的に更新されるか請求しないと更新されないか。
- ③ 経済特別区の土地に担保権が設定されているか。
- ④ 経済特別区に関する規制の有効期限。
- ⑤ 経済特別区の土地の所有権者に対する訴訟係属の有無。

なお、一般的に、外国投資家が経済特別区において投資を行おうとする場合、適格投資プロジェクトの認定を受けていないと投資が認められない場合が多い点にも留意を要する。

(3) 上記いずれの奨励措置も受けずに進出する方法

上記 (1) 及び (2) とは異なり、適格投資プロジェクトの認定を受けずに、経済特別区以外の地域に投資を行うことも可能であるが、この場合には上記 (1) 及び (2) に記載したような恩典を享受することはできなくなる。但し、適格投資プロジェクトについては、

当局に対する報告義務の履行や認定取得のための手間を考えると、小規模に事業を営もうとする場合にはかえってこれらが負担となりかねないため、適格投資プロジェクトの認定を受けない方法が推奨される場合もある。

3. カンボジアの会社形態

カンボジアの会社形態には、①一人会社 (Sole Proprietorship)、②パートナーシップ、③有限責任会社の 3 種類が存在する。投資家の責任が出資の範囲内に限定されている③の有限責任会社が最も一般的な会社形態であるが、①の一人会社や②パートナーシップの方が手続は簡素で費用も安い。

①の一人会社は自然人 1 人によって設立・運営され、同人が全額出資する会社形態であり、同人が無限責任を負う。②のパートナーシップは、医師・弁護士・会計士等の専門家が組織を形成する際によく用いられる会社形態であり、ゼネラル・パートナーシップ (General Partnership) とリミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership) の 2 つの形態が存在する。ゼネラル・パートナーシップの場合、全パートナーが無限責任を負うが、限定パートナーシップの場合、リミテッド・パートナーが自らの出資の範囲内においてのみ責任を負う一方でゼネラル・パートナーが無限責任を負う。③の有限責任会社は、2 人以上の株主によって拠出される資本金によって設立され、取締役等の役員によって運営される会社形態であって、出資者が出資の範囲内においてのみ責任を負う。なお、有限責任会社にはさらに、株主数の上限が 30 名とされている非公開会社と株主数の上限が存在しない公開会社とに分かれる。非公開会社は株式の公募ができず、銀行業を営むこともできない。